

北名古屋市監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第14項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和3年2月24日

北名古屋市監査委員 大 野 眞 一

北名古屋市監査委員 渡 邊 幸 子

3北健第 36 号

令和3年2月10日

北名古屋市監査委員 大 野 眞 一 様

北名古屋市監査委員 渡 邊 幸 子 様

北名古屋市長 長 瀬 保

(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和3年2月5日付け3北監第5号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

<健康課>

1 【指摘事項】

赤ちゃん訪問事業の訪問員・指導員を証明する身分証明書について、管理簿等を作成して交付及び回収の管理をすること。

2 【措置状況】

指摘事項については、管理簿を作成して交付及び回収の適正な管理を行います。